

子どもの未来を支えるあなたへ

潜在

保育士の復職を応援します

保育士資格をお持ちの保育士さんで現在、就労されていない方が、滋賀県内の保育所、認定こども園等に新たに就職または復職した場合、2年間（週20時間以上の勤務を要する）継続して保育業務に従事すると、就職準備金貸付金・保育料の一部貸付金ともに

全額返還免除となります。

就職準備金貸付

貸付上限額 **40万円**

（上限額は貸付年度により異なります）

滋賀県内の保育所等に新たに勤務する（再就職を含む）方で、次のすべての条件を満たす方

- 過去に就職準備金の貸付を受けていない方
- 保育士修学資金を貸付中でない方
- 保育士修学資金貸付における就職準備金の加算を受けていない方

保育料の一部貸付

保育料の半額

（上限27,000円/月額 最長12ヶ月）

未就学児を持つ保育士で滋賀県内の保育所等に新たに就職（または産育休から復職）する方のうち、次のすべての条件を満たす方

- 未就学児について保育所等を利用している方
- 産後休暇または育児休業から復職された方（6週間以上取得）
- 保育士修学資金を貸付中でない方

申込方法

所定の申請書等により下記の間合せ先へ、お申し込みください。
審査のうえ、貸付可否を決定するものとします。
制度詳細はURL <https://fukushi.shiga.jp/ouen> をご覧ください。
※申請書は上記HPよりダウンロードできます。

申請期間

申請の受付期間は就職日、復職日により異なります。
詳しくは上記HPに掲載されている募集要項を確認してください。

Check!



お問合せ先（申請先）

滋賀の縁創造実践センター
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 滋賀県長寿社会福祉センター内

修学・生活資金課

TEL 077-567-3958
FAX 077-566-3611